

「令和8年度中高年世代活躍応援プロジェクト」に係る評価項目及びその評価基準

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

- (1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち、後記3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (2) 前項の数値の最も高い者が二者以上ある場合は、当局が用意した入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{価格点：100点} \\ \text{技術点：200点} \end{array} \right. \quad \left\{ \begin{array}{ll} \text{価格と同等に評価できない項目} & 100点 (評価項目) \\ \text{価格と同等に評価できる項目} & 100点 (評価項目) \end{array} \right.$$

- (2) 価格点の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{点}$$

- (3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

- ア 提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。
 - イ 必須項目審査については、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。項目が満たされている場合には基礎点として加点を行う。1つでも満たしていない場合は失格とし、すべて満たした場合、基礎点として30点とする。

- ・事業実施の基本方針の適格性

- ・組織・人員体制について

- ・その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について

ウ 必須項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、絶対評価により加点するが、一部の項目については該当する場合に減点を行う。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書を評価し、各項目に点数を付与する。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

オ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

カ 過去に賃上げ表明により加点を受けたものの、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」に記載した賃上げ基準に達していない事業者の場合、技術点から 20 点を減点する。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

令和8年度中高年世代活躍応援プロジェクトに係る提案書技術審査委員会 評価採点表

評価基準 別紙

(価格点：技術点=1:2、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点（価格点=（1-入札価格/予定価格）×100点

II 技術点

評価項目	内 容	必須	委員1人の評価点	
			採点等	評価点
1 事業の実施方針 (/30点)				/30
(1) 事業実施の基本方針の適格性	・本事業の趣旨・目的や前提となる中高年世代の現状・課題を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について提案されているか。 ・委託要項等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	●	合・否	/10※2
(2) 組織・人員体制について	・本事業を遂行可能な体制・人員が整備されているか（2 事業実施方法での評価を除く）。 ・統括責任者・事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容等が明確に示されているか。	●	合・否	/10※2
(3) その他本事業を行うに当たり必要な業務の実施について	苦情等への対応、個人情報の保護、情報及び資料の取扱いは適切か。	●	合・否	/10※2
2 事業実施方法 (/120点)				/120
(1) 事業の実施について	①地域の実情に合った考え方となっており、中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会をはじめとする関係機関との連携意識した事業内容となっているか。 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20※1
	②都道府県協議会の実施計画を踏まえたうえで、必須項目は適切に選定されているか。 ・大変優れている=10点 ・優れている=6点 ・優れているレベルよりやや劣る=2点 ・劣っている=0点		0・2・6・10	/10※1
	③各事業の内容は適切か。利用者ニーズを踏まえた事業構成となっているか。 ・大変優れている=30点 ・優れている=18点 ・優れているレベルよりやや劣る=6点 ・劣っている=0点		0・6・18・30	/30※1
	④各事業の実施体制について、効果的・効率的な人員配置（経験・能力に応じた配置など）となっているか。 ・大変優れている=10点 ・優れている=6点 ・優れているレベルよりやや劣る=2点 ・劣っている=0点		0・2・6・10	/10※1
	⑤各事業の計画は適切か。全体スケジュールが適切に立てられているか。 ・大変優れている=10点 ・優れている=6点 ・優れているレベルよりやや劣る=2点 ・劣っている=0点		0・2・6・10	/10※1
	⑥事業の波及効果が見込まれるか。事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20※1
	⑦事業を効果的・効率的に実施するため、独自の取組・創意工夫（例：利用者が来場しやすい開催場所の選定、事業の周知・PR活動）を行っているか。 ・大変優れている=20点 ・優れている=12点 ・優れているレベルよりやや劣る=4点 ・劣っている=0点		0・4・12・20	/20※2
3 ワークライフバランス等の推進に関する指標 (/10点)				/10※2
※ 複数該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。				
※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。				
(1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）等	下記のいずれに該当するか ・プラチナえるぼしの認定を受けている=10点 ・2段階目（認定基準5つ全てが〇となっている）=8点 ・3段階目（認定基準5つのうち3～4つが〇となっている）=6点 ・1段階目（認定基準5つのうち1～2つが〇となっている）=4点 ・行動計画を策定している=2点		0・2・4・6・8・10	/10
(2) 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）等	下記のいずれに該当するか ・プラチナくるみんの認定を受けている=10点 ・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）の認定を受けている=8点 ・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31までの基準）の認定を受けている=6点 ・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）の認定を受けている=6点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31までの基準）の認定を受けている=6点 ・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31までの基準）の認定を受けている=6点 ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）の認定を受けている=4点 ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準）を策定している=2点		0・2・4・6・8・10	/10
(3) 若者雇用促進法に基づく認定※2	・ユースエールの認定を受けている=8点		0・8	/8
4 貢上げの実施を表明した企業等に係る指標 (/10点) (注2)				/10※2
(1) 【大企業の場合】 当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること	・表明している=10点		0・10	/10
(2) 【中小企業等の場合】 当該事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること	・表明している=10点		0・10	/10
5 その他 (/30点)				/30※2
(1) これまでの事業実績について	応募者の類似事業（注3）に関する事業実施状況 ・類似する事業の実施実績が過去5年内にある（実施地域は問わない）=30点 ・類似する事業の実施実績が過去10年内にある（実施地域は問わない）=12点		0・12・30	/30
(2) 情報漏洩の有無	（1）で挙げた事業であって、当該労働局の委託事業について、過去3事業年度内に情報漏えい（労働局において公表した条件に限る。）がないか。 ・情報漏えいがある=−5点		0・−5	/0
合 計 (200点)				/200

※1 価格と同等に評価できない項目:100点

※2 価格と同等に評価できる項目:100点

(注1) 必須項目は、2段階評価（満たしている=10点、満たしていない=0点）とする。必須項目が0点となった場合は、その応札者は不合格となる。

(注2) 過去に本取組により加点を受けたものの、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」に記載した賃上げ基準に達していない事業者の場合、技術点から20点を減点する。

(注3)「類似事業」は、仕様書別紙1「提案すべき事業内容について」に示す事業内容に類似する事業を指す。